

## 令和5年度 第5回 山梨地方最低賃金審議会 本審 議事録

1 日 時 令和6年3月13日(水)午後2時30分～午後2時58分

2 場 所 KKR甲府ニュー芙蓉

### 3 出席者

公益代表：今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員

労働者代表：岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員

使用者代表：長谷川委員、早川委員、山岸委員、依田委員

事務局：高西労働局長、岡村労働基準部長、  
井上賃金室長、平出室長補佐

### 4 議 事

- (1) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (2) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (3) 令和6年度最低賃金改正等の推進について
- (4) 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について
- (5) 山梨県労働組合総連合からの要請について
- (6) その他

### 5 審議会内容

(賃金室長)

本日は御多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和5年度第5回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益石垣委員、使用者側丸茂委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされておりますので、以後の議事進行につきまして、反田会長よろしくお願いいたします。

#### 【 (1) 電気機械器具等製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告 】

(反田会長)

それでは、皆さんよろしく申し上げます。

早速議事に入りたいと思います。

最初に、議題（１）の「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」につきまして、今井委員から報告をお願いいたします。

（今井委員）

それでは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、第１回の専門部会におきまして、私が部会長に選出されましたことから、私から報告いたします。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に審議、検討した結果、お手元の審議資料にあります専門部会報告のとおりとなりましたので、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

（賃金室長）

お手元の審議資料の１ページ目をお開きいただければと思います。

１ページ目が、電気関係の専門部会の報告となりますので、こちらを朗読させていただきます。

令和５年１０月１７日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和５年８月２３日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございしますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

１、適用する地域、山梨県の区域。

２、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務。

ハ、手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、997円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページは、改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和5年10月3日に開催いたしました。

第2回を10月13日に、第3回を10月17日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の報告につきまして、これを専門部会報告として了承することとします。

### 【 (2) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告 】

(反田会長)

続きまして、議題(2)の「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」につきまして、門野委員から報告をお願いいたします。

(門野委員)

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては、第1回の専門部会におきまして、私が部会長に選出されましたので、私から報告いたします。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に審議、検討した結果、お手元の審議資料にあります専門部会報告のとおりとなりましたので、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

審議資料の5ページをお開きいただければと思います。

令和5年10月11日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会部会長、門野圭司。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、こちらの朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金。

1、適用する地域、山梨県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務、(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

八、手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、971円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和5年10月3日に開催いたしました。

第2回目を10月11日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

（反田会長）

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

（反田会長）

よろしいでしょうか。

それでは、この専門部会報告を了承することといたします。

### 【 （3）令和6年度 最低賃金改正等の推進について 】

（反田会長）

続きまして議題（3）の、令和6年度 最低賃金改正等の推進について、でございます。

事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

議題（3）に関して、2点、説明いたします。

この2点につきましては、本審の前に開催されました運営小委員会においても、協議いただいた事項となります。

まず、1点目は、「令和6年度 最低賃金改正等の推進について」の案でございます。

審議資料の9ページを御覧いただければと思います。

9 ページが令和 6 年度の最低賃金改正等の推進についての案になります。

こちら、令和 5 年度版から、特に修正・追加などは行っておりません。

本案につきましては、運営小委員会にお諮りいたしまして「原案どおりでよろしい」との御意見をいただいたところでございます。

こちらの案につきましては、令和 6 年度版として御承認いただきたく存じます。

次に、2 点目といたしまして、資料はございませんが、令和 6 年度の地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取の方法についてです。

コロナ禍に入る前の令和元年度までは、地域別最賃を御審議いただく山梨県最低賃金専門部会におきまして、事業場を実際に訪問して、労使から意見聴取をする形式を採っていましたが、令和 2 年度から本年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点などから、事務局が複数の事業場を訪問しまして、意見聴取を行い、その結果を資料にとりまとめまして、審議会において報告するという形式を採らせていただきました。

令和 5 年 5 月に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが 5 類に引き下げられ、法令上の行動の制限等もなくなっておりますが、感染者数の推移等をみますと、昨年の夏以降も増減を繰り返している状況にありますことから、令和 6 年度の実施方法につきましても、本年度と同様に、令和 6 年度のしかるべき時期になりましたら、会長に御判断いただくこととさせていただきたいと考えております。

また、御判断をいただく時期につきましては、事業場視察を行う場合の準備期間もでございますので、来年度の最低賃金審議の日程調整をさせていただく前、5 月頃になるかと思いますが、その時の新型コロナウイルス感染症の感染状況などを見ながら、労働者側、使用者側の委員の御意見もお伺いしました上で、事務局から会長に御相談させていただきたいと考えております。

また、運営小委員会におきましては、この取り扱いにつきまして、「会長一任でよろしい」との御意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいま、事務局から説明がありました。何か御質問、御意見はございますか。事業場の視察等について、何か御意見ございましたらお願いします。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のあった 2 点については原案どおりとすることとします。

【 ( 4 ) 特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について 】

( 反田会長 )

それでは、議題 ( 4 ) の「特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について」、事務局から説明をお願いします。

( 賃金室長 )

それでは説明させていただきます。

資料の 13 ページと 15 ページを御覧いただければと思います。

13 ページが電機連合山梨地方協議会の議長から山梨労働局長あての、山梨県電気機械器具等製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明、15 ページが基幹労連山梨県センターの委員長ほかから山梨労働局長あての、山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明となります。

それぞれ本年 2 月 29 日に提出いただいております。

なお、これら特定最低賃金 2 業種につきましては、この意向表明のとおり、本年 7 月に申出がなされましたら、特定最低賃金検討委員会を設置しまして、改正の必要性について御審議いただくこととなります。

以上でございます。

( 反田会長 )

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございますか。

( 各側委員 )

( 質問等なし。 )

【 ( 5 ) 山梨県労働組合総連合からの要請について 】

( 反田会長 )

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事 ( 5 ) 山梨県労働組合総連合からの要請についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

( 賃金室長 )

審議資料の最終ページになりますが、27 ページをお開きいただければと思います。

3月8日に、山梨県労働組合総連合から山梨労働局長と山梨地方最低賃金審議会会長あてになされた要請文の写しになります。

要請事項といたしましては、27 ページの下の方に5項目の記載がございますが、最低賃金法を全国一律制度に改正するよう、上部機関に働きかけること。

山梨県の最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げること。

最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化するよう上部機関に働きかけること。

審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること。

山梨地方最低賃金審議会を全て公開審議にし、要望のある組織から意見陳述を認めること、の5項目となっております。

これらにつきましては、審議会として、特に回答等を求められてはいませんが、会長及び労働局長あての要請となっておりますことから、要請があったことにつきまして御承知おきをお願いできればと考えております。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

## 【 (6) その他 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、(6)その他として何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からは何かございますか。

(賃金室長)

令和5年度の審議状況と令和6年度の日程などについて説明させていただければと思います。

まず、資料の17ページをお開きいただければと思います。

こちらは、今年度の地域別最低賃金と特定最低賃金に係る審議会の開催状況を取りまとめた表になります。

続く 19 ページから 25 ページにつきましては、本年度の改正による最低賃金が全て決定しましたので、金額等の結果を反映させた資料となります。

こちらの資料につきましては、今後の御参考としていただければと存じます。

続きまして、来年度の日程につきまして、説明させていただきます。

審議会資料とは別に、A4版1枚で6月から始まる3か月間分のカレンダーを用意しておりますので御覧いただければと思います。

こちらは、本日、来年度の日程のスケジュール感を説明させていただくにあたってのみ使用させていただき趣旨で作成しました、参考の資料となります。

毎年、山梨県最低賃金の審議日程につきましては、10月1日発効を想定した日程で調整を行っておりますので、この資料でも本年10月1日発効を想定した場合で作成しています。

まず、黄色の四角で表示しておりますのが、中央最低賃金審議会の動きになります。

例年と同様の日程であれば、まず、6月下旬に中央最賃審での諮問が行われます。

そして、中央最賃審での目安額の答申が、昨年は7月28日でしたが、例年どおりであれば、7月下旬頃に行われることとなります。

次に、山梨の日程のイメージが、緑色の四角の表示になります。

まず、第1回目の本審ですが、7月初めを中心に調整することになるかと思えます。

緑色の四角は日程に幅がありますが、この期間のうち、いずれか1日が開催日となります。

続いて、山梨県最低賃金の専門部会ですが、この資料では7月に第1回、第2回の2回を想定していますが、第1回が会議室での審議、第2回は事業場視察を行う場合に開催する専門部会になります。

このうち、1回目の専門部会は、原則として第1回本審開催から14日程度経過した後での開催となります。

次に、少し飛びますが、8月5日を御覧ください。

山梨県最低賃金の答申を想定させていただきます、第3回の本審の日程ですが、来年度の場合、10月1日発効となる答申日が、8月5日となりますので、8月5日を第3回本審の開催日として四角を入れております。

そして、7月下旬の中央最賃審での目安答申からこの日までの期間で、山梨で目安伝達をさせていただき第2回本審、第2回本審と同日開催する第3回専門部会の開催、翌日以降に、第4回、第5回の専門部会の開催を予定させていただきこととなります。

また、その後、8月5日の答申日から異議申出期間の15日間が経過した8月21日の午前中が異議審となります、第4回本審を予定しております。

また、特定最低賃金の審議としまして、異議審の前となりますので、お盆の期間が終わりました、8月19日か8月20日のいずれかの日に、特定最低賃金検討委員会を1回開催することとなります。

実際に日程調整をさせていただく時期ですが、来年度に入りまして、5月下旬頃を予定しております。

委員の皆様におかれましては、日程の確保につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

本年度の審議状況と来年度の日程につきましては、以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。  
よろしいでしょうか。

(長谷川委員)

すいません。

(反田会長)

はい、長谷川委員。

(長谷川委員)

8月5日と21日は決定だと思っていいんですか。

(賃金室長)

そうですね。

10月1日発効を想定しますとこの日しかありません、ということになります。

(長谷川委員)

はい、わかりました。

(反田会長)

ほかに何かございますか。

(岡本委員)

よろしいですか。

17ページの表を見ると、第6回が入っているように見えるんですけど、これ、何か開催する予定はあるんでしょうか。

(賃金室長)

年によって、特に本審につきましては開催回数が変わります。

例えば、今年度は、特定最低賃金の電機、自動車とも全会一致で結審いただいたんですが、もし全会一致でなかった場合、特定最賃専門部会が終わった後に、答申をいただくための本審を、第5回として開催いたします。3月に開催する本審が、そういう年ですと第6回となります。

(岡本委員)

はい、わかりました。

(反田会長)

ほかには、ございますか。

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

どうもありがとうございました。

本日は、本年度最後の審議会となりますので、ここで労働局長から御挨拶をいただきたいと思っております。

(労働局長)

委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方の御尽力をいただきまして、令和5年度に予定しておりました審議を滞りなく終えることができました。

あらためて厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、本年度は新型コロナウイルスが5類に移行し、経済活動が本格的に再開されるなか、円安による物価高や、エネルギー価格の高騰、構造的な人手不足等、雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中での御審議となり、委員の皆様には大変な御労苦をお掛けいたしました。

昨年の7月5日、本審議会、1回目を開催させていただき、本日に至るまで1年近くにわたりまして御審議をいただきました。

法律の改正などは、通常、半年、長いもので1年を要するものもございますが、本最低賃金審議会は、一連のスケジュールを経ながら1年近くかけて審議をいただくものでございます。

この間、皆様方には様々な御尽力をいただきましたこと、また、昨今の最低賃金をめぐる世の中の動き、関心度、非常に高まってきております。そういった意味で

も、皆様の精神的な負担といいますが、そういったことのも並々ならぬ状況であったのではないかと、お察しをいたします。

このような状況の中で、皆様方に真摯な御議論をいただき、地域別最低賃金、特定最低賃金、それぞれの改定につきまして、全会一致での結審をいただきました。

これも反田会長様を始め、委員の皆様お一人お一人の御尽力の賜物と存じます。重ねて厚く御礼申し上げます。

事務局といたしましては、令和6年度におきましても、皆様方に円滑に審議を進めていただけますよう、審議会の運営に万全を期してまいりたいと考えております。

最後になりますけれど、委員の皆様におかれましては、今後とも、当局の行政運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(反田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、私からも、最後に一言挨拶をさせていただきたいと思います。

本年度は、非常に労働者側、使用者側にとって厳しい状況の中での最低賃金の審議となりました。

双方から厳しい御意見をいただいたところでございますが、全会一致で最低賃金を決めることができました。

特定最低賃金の審議のほうも全て全会一致となりました。

それぞれのお立場から貴重な御意見をいただいた中で、全会一致に達したことは非常に、私としても、うれしいところでございます。

それぞれの委員の皆様の御努力と御理解をいただいた上での全会一致であったと理解しております。

そういうことで、本年度は、非常に厳しい状況の中で御理解をいただき無事に審議ができましたことを厚く感謝、御礼申し上げます。

委員の皆様の御努力に敬意を表する次第であります。

それから、事務局の皆様にも、資料の作成、運営、会場の設営等、大変御努力をいただきまして、無事に、つつがなく審議ができましたことを厚く感謝申し上げます、ありがとうございました。

委員の皆様方にも、本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第5回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と早川委員をお願いいたします。

どうもありがとうございました。